

平成25年度社会福祉法人指導監査の実施結果の概要

1 社会福祉法人に対する指導監査の実施状況

(1) 実施時期 平成25年7月から平成25年11月まで実施

(2) 一般監査（実地監査） 下記のとおり

区分	法人数	実施数	実施率 (%)	文書指摘 法人数	文書指摘 率(%)	文書指摘 の数	1ヵ所当 たりの数
一般法人	11	4	36.3	4	100.0	18	4.5
保育所のみ法人	19	8	42.1	8	100.0	46	5.7
社会福祉協議会	1	0	0	0	0	0	0
合計	31	12	38.7	12	100.0	64	5.3

※ 新規設立法人を除く

(3) 特別監査 実施なし

(4) 指導監査の実施体制

「益田市社会福祉法人指導監査実施要綱」の定めるところにより指導監査課が実施した。

(5) 指導監査における留意事項（実施方針）

平成25年度の指導監査にあたっては、次の事項に特に留意して実施した。

- ① 関係法令、通知、定款及び諸規程の遵守と内部牽制の確立による適正な法人運営及び施設運営の確保
- ② 入所者、利用者の人権と安全及び適切な処遇の確保
- ③ 職員の意欲の向上につながる就業環境の確保
- ④ 法人運営費及び施設運営費の適正な執行管理

※ 昨年度まで島根県が実施した特別監査に至った案件（不適切な会計事務処理）を受け、金融機関からの払い出し処理状況・内部牽制体制等について、実地でもって法人に対し状況確認した。

(6) 指導監査結果の概要

① 一般監査

- ・法人運営及び施設経営に大きな影響を及ぼすような不適正な事項は認められなかった。
- ・各法人及び施設個々の改善を要する事項については、1ヶ月の期限を付して改善状況(改善計画)の報告を求め、確認のため挙証資料による改善状況の確認を実施した。また、必要に応じて職員を派遣して改善状況等の確認を実施した。
- ・期限までに改善できない事項については、改善計画を提出させ、事後指導により、改善の徹底を図った。

② 法人に対する研修の実施による改善指導

- ・法人監査説明会に合わせ、実務研修会を開催した。

研修会の内容：具体的指摘事項の概要、社会福祉施設等の防災対策、建設業法等について、新会計基準移行によるポイントについて

(7) 平成25年度の主な指摘事項

① 指摘事項の件数

指摘事項		指摘件数	指摘率(%)
組織運営	定款変更等の状況	4	6.3
	役員等の構成等の状況	11	17.2
	理事会の状況	1	1.6
	評議員会の状況	1	1.6
	監事監査の状況	1	1.6
	その他(役員研修・費用弁償・報酬・利用者の権利擁護・防災対策等)	4	6.3
	小計	22	34.4
事業	事業一般	1	1.6
	社会福祉事業の実施状況	0	0
	公益事業の実施状況	0	0
	収益事業の実施状況	0	0
	小計	1	1.6
管理	人事管理の状況	4	6.3
	資産管理の状況	3	4.7
	会計管理の状況	30	46.9
	その他(寄附金品・財務諸表の閲覧等)	4	6.3
	小計	41	64.0
合計		64	100.0

※指摘率は、各指摘事項の指摘件数を総指摘件数で除した百分率です。

※端数処理により上記記載の指摘率の合計は100%にはなりません。

② 指摘事項の具体的な内容

【組織運営関係】

- ・ 定款準則に準拠していない
- ・ 定款に定めている事業が行われていない
- ・ 組合等登記令において、登記すべき事項が登記されていない
- ・ 登記すべき事項について、法定期限内に手続きがされていない
- ・ 理事長の互選にあたって、改選で理事が交代したにもかかわらず、新理事長が就任前に選任されている
- ・ 改選の都度、理事長の職務代理者が指名されていない
- ・ 役員選任にあたって、履歴書の徴収時期、記載事項が不適切である
- ・ 理事会での議決が不明確である
- ・ 理事会の議事録の記録及び保存が不適切である
- ・ 評議員会の要審議事項について審議及び議決を行っていない
- ・ 決算理事会に監事が出席していない

【事業関係】

- ・ 定款に定めている事業が行われていない。

【管理関係】

- ・ 予算が定款の定めに従い、適正に編成されていない
- ・ 法人本部の事業計画書及び事業報告書が作成されていない
- ・ 就業規則、給与規程が実態と乖離している
- ・ 労使協定の未締結又は労働基準監督署へ就業規則等が無届となっている
- ・ 経理規程が実態と乖離している
- ・ 役員の費用弁償規程が未整備となっている
- ・ 経理事務の処理が不十分である
- ・ 会計責任者と出納職員とが兼務しており、内部牽制体制が確立していない
- ・ 内部経理監査が不適切である
- ・ 預金通帳、印鑑の保管が不適切である
- ・ 預貯金口座の名義人が、原則として法人代表名義とされていない
- ・ 金銭の支払、収入の処理が不適切である
- ・ 小口現金の管理・保管が不適切である
- ・ 経理規程に定められた契約事務と乖離している
- ・ 寄附金の受入処理が不適切である
- ・ 固定資産管理台帳と固定資産が不一致となっている
- ・ 役員の研修計画がなく、研修参加が低調である
- ・ 人権・同和問題研修への参加がない